

随意契約結果書

物品等の名称及び数	事務所庁舎（大隅河川国道事務所）で使用する電気
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大隅河川国道事務所長 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1
契約年月日	平成29年1月27日
契約相手方の氏名及び住所	九州電力（株）鹿屋営業所 鹿児島県鹿屋市札元2丁目3792-5
契約金額 （消費税及び地方消費税を含む）	¥10,129,934-
予定価格 （消費税及び地方消費税を含む）	¥10,129,934-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

随意契約理由書

1. 件名 事務所庁舎（大隅河川国道事務所）で使用する電気
2. 履行場所 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1
3. 契約の相手方 名称 九州電力(株)鹿屋営業所
住所 鹿児島県鹿屋市札元2丁目3792-5
電話 0120-986-806
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令
第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に附する理由

(1) 当該業務の目的

本業務は、事務所庁舎（大隅河川国道事務所）で使用する電気の調達を行うものである。

(2) 当該業務の内容

本業務は、電力需要場所構内の引込柱に当事務所が設置した開閉器の電源側電線端子の接続点に交流3相3線式、供給電圧6000ボルト、計量電圧6000ボルト、周波数60ヘルツの電気を供給するものである。

(3) 随意契約に附する理由

平成28年2月1日から開始される電気の供給契約について、一般競争の手続きをおこなったところ応札者が無く、2月1日からの電気供給者が決定していない状況である。

再度、入札公告をおこなっても前回同様に応札者が無い可能性も高く、また、入札公告期間の短縮等により手続きをおこなった場合でも、契約締結後の電力供給手続き準備期間（通常2箇月程度）を考慮すると、大隅河川国道事務所庁舎への2月1日からの電力供給開始は期間的に困難である。

九州電力(株)鹿屋営業所は、大隅河川国道事務所庁舎が存在する肝属郡肝付町で電気事業法に基づく唯一の「一般送配電事業者」である。

「一般送配電事業者」は、電気事業法第18条第2項において、供給区域における電気需要者への電気の供給義務が定められており、上記事業者は、2月1日から大隅河川国道事務所庁舎への電気を供給することができる唯一の事業者である。

以上のことから、本業務を円滑かつ的確に遂行するためには、九州電力(株)鹿屋営業所が唯一の契約相手と判断するものであることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、九州電力(株)鹿屋営業所と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由作成者)

総務課長